

## 平成25年度 第1回大和市障がい者福祉計画審議会会議録

日時： 平成25年7月23日（火）14：03～15：23

場所： 大和保健福祉センター 501会議室

委員： 鈴木会長、関水職務代理、板坂委員（欠席）、佐藤委員、内藤委員、春日委員、田村(桂)委員、村元委員、伊藤委員、湯野川委員、田村(匡)委員

事務局：岩本次長、熱田課長、下野係長、民實係長、西澤、山田

### 会議次第

#### 1. 開会

1. 課長より出席報告
2. 次長あいさつ

#### 2. 会長あいさつ

#### 3. 課題

- (1) 障がい者数について
- (2) 障がい者福祉計画策定事業計画
- (3) 障がい者福祉計画実施状況

#### 1. 開会

#### 2. 会長あいさつ

#### 3. 議題

- (1) 大和市の障がい者数等について
- (2) 障がい者福祉計画策定事業計画

事務局：大和市の障がい者数等・障がい者福祉計画策定事業計画について説明

(主な意見)

委員：精神障がい者の人数についてだが、精神障害者保健福祉手帳所持者数が平成24年度に1151人、精神通院医療が3110人となっている。この差について、市ではどう考えているのか。

事務局：精神障害者保健福祉手帳は有期、二年間で医師の診察を受けて、更新していくもので、障がいといっても、身体、知的と違い、固定的なものではないのが、精神障がいの特性となっている。そういった中で手帳の3級をもっていた方が、次にとれなくなることも実際にありうるのが1つの理由である。また、もう1つは、手帳を持つことによる本人自身、家族の抵抗感などの理由があつて手帳取得につながらないこともあり、本来は精神科通院者3110人が手帳を持っていてもおかしくないと考えている。

一方、日本の障がいの歴史の1つとして、身体障がい、次に知的障がい、そして精神障がいと、歴史が10年、20年単位で遅れている部分がある。

実際、精神保健福祉手帳を取得しても、身体、知的の手帳ほどメリットが少ないことが、手帳取得に対する気持ちが向かない理由とも考えられる。

委員：精神保健福祉手帳は、バスや電車が半額になるなどのメリットがないので、今後は、できるだけメリットを考えていかななくてはいけない。

会長：国の制度ということもあり、難しいと思うが、事務局側はどう考えるか。

事務局：今の意見については、実際、県内の他市と連携して、交通の割引など、県を通じて、色々な交通機関に要望していこうとしているところである。

委員：(資料1について)22年～24年の療育・精神手帳所持者数の増減の表は、年数が横並びになっているのに対し、発生原因別身体障がい者数の表の年数が縦並びになっているので、統一したほうが見やすいと思う。

また、療育手帳所持者の男女差だが、男性が2倍くらい多いのはどういうことか、分からないので教えてほしい。

事務局：資料については次回改める方向で考えたい。

事務局：あくまでも事務局であり、専門的な学者ではないので答えにくいですが、実際、ダウン症の子供が産まれる比率は男性が多いともいわれている。何が原因かは難しいところだが、その辺りは委員の先生方で何か分かることがあれば、ご意見頂きたい。

委員：もともと産まれる子供が男の子のほうが多いということが、発達障害系の方に男性が多いということに反映しているとも考えられるが、2倍までの差があるとは言いきれない。あとは男の子のほうが重症なこともあるかもしれないが、断定できない。

話を戻らせてもらうが、精神保健福祉手帳のメリットがないと意見があった件で、市町村により違うと思うが、水道料金や税金の減免などのメリットがあると聞いた。昔、外来で診た家族から、生活がかかっているから、どうしても1級を維持しないと困ると言われたことがあり、大和市ではどのようなメリットがあるのか教えてほしい。

事務局：あまりメリットがないと話があったが、三障がいについてはサービスの一元化とのことで、障がい者総合支援法が施行されている。

説明不足の点があったが、大和市でも従前、身体、知的の重度の方を対象としていた重度障害者医療があり、これを重度の精神障がい者である精神保健福祉手帳1級該当の方に、平成25年1月から新たに対象とした。

また、市で独自で実施している市の手当も、中度の方まで対象で、身体の方であれば1級から4級、それとだいたい同等ということで、精神の1級、2級の方も対象となっている。

福祉タクシー券についても、月2000円を交付しているが、精神の方も対象となっている。内部障がいは1級、体幹機能障がいは1、2級、知的障がいの方はA1、A2、そして精神障がい1級の方は、福祉タクシー利用券の対象となっている。

この他にもあるが、市の施策としても精神の方も身体、知的の方と同等の障がい、社会生活上の暮らしづらさがあると思われるものについては、基本的に同じような取り扱いをしようとするところである。

事務局：私の言い方が悪く申し訳なかったが、訂正すると、歴史の中で身体・知的に比べ遅れてきている部分があり、障害者手帳を持つことでのメリットということについて、広域的な国全体というところで話をしたかったことである。今説明があったように、市の制度については、できるところからなるべく一緒にとという形ですすめてきている。

会 長：他に委員方から計画の策定についてなど、何か質問等はあるか。

委 員：(資料1)発生原因別身体障がい者(児)数の表で、業務災害が多いが、例えば工事現場など仕事の中で、働いていて怪我を負ったということか。

事務局：イメージで言うと、包丁で指を切断する等その他あるが、細かく分析はしていない。統計の範疇として業務災害であり、仕事に係る怪我等での手帳の取得となっている。

会 長：年齢的には高齢者の手帳取得が増えてきているようだが。

事務局：手持ち資料について説明すると、若干大雑把な数字であるが、全体の手帳の所持者数約5700名のところ、65歳以上の方が3600名とのことで、実際、圧倒的に多い数で高齢者が手帳を取得している。伸びについても、65歳未満の身体障がい者の数が逆に減っているのに対し、それを上回る形で65歳以上の取得が増えている。主な原因としては、心臓、腎臓、そういった疾病に伴うペースメーカーや人工透析等で手帳の取得が増えている印象である。

会 長：介護保険でまかなうことはできないのか。また、障害者手帳取得者増加の理由は。

事務局：人工透析でいうと、長期特定疾病ということでマル長（特定疾病療養受領証）とセットで身体障害者手帳1級を取得した場合、重度障害者医療の適用を受ける可能性があり、医療費も基本的には無料でかかれるような制度が使えるということで、取得者が多くなっていると思われる。

会 長：資料2について意見はあるか。

これについては、現在進行の障がい者福祉計画と第3期の障がい福祉計画の進行管理と、開催に向けてのスケジュールということで良いか。

続いて、進行管理のところで、議題3の障がい者福祉計画実施状況とのことで、今年は障がい者福祉計画でいうと進行管理年となるが、現状が資料3となる。

内容を事務局から願います。

### (3) 障がい者福祉計画実施状況

事務局：大和市障がい者福祉計画実施状況について説明

会 長：事業についてなど質問、意見はないか。

委 員（資料3・方針1表）実施中の事業等についてだが、それぞれの件数は分かるか。

例えば1-1権利擁護の推進で、ケースワーカー・保健師・相談員による積極的な運用のところで、何件実施した等分かるか。

事務局：例えば地域権利擁護支援事業でいうと、身体、知的、精神障がいの方、そして認知症の高齢者も含め、その方達の日常生活の中の金銭管理や生活管理を手伝う制度であるが、金銭管理面の利用者が、平成24年3月末で23人、書類預かりが6人い

て、数に増減はあるものの併せて30人前後の方がいる。

なお、成年後見人制度の支援については、継続的に報酬を支払っている後見人が1人で、これから予定している方がいるという現状である。

委員：(方針1～方針5まで)表が羅列してあるが、それぞれの数字を挙げていくことは可能か。例えば、分類ごとに何件あるか記載があれば、分かりやすく、見る側が便利かと思う。

会長：事務局はどう考えるか。実施中の事業がせつかく具体的に掲載されているので、今後、実施の件数を挙げてほしい。障がい福祉計画ではないので、それほどの厳密さが必要ないとはいえ、分かりやすさの点で同意見を持っている。

事務局：昨年度の第二回開催時の資料の中で、同じような表を元に、実際の件数がある程度記載していた。今回は、7月26日開催の社会福祉計画審議会の資料の確認の意味で、実際事業で何をやっているのかという内容だけの掲載となった。次回行う時には、できるだけ件数等も記載できるようにしていきたいと思う。

会長：社会福祉計画審議会でも、この資料が出るということか。

事務局：今回配っている資料が出る予定となっている。

会長：社会福祉計画審議会でも、同じような意見が出るのではと思うので、可能な範囲で記載してもらえればと思う。

会長：他に何か気になることなどあれば、意見はないか。

委員：(方針3)3-7で、ここで対象となる支援困難な自閉症児者はどう選ばれているのか、またどのように考えているか教えてほしい。

事務局：県央福祉会からパイロット的にやりたいという申し出があった。

知的障がいの自閉症児者がいる施設はあるが、県央福祉会は自閉症についての長い実績と、知識が豊富なことから、強いこだわり等がある方に対して、専門的なアプローチをしていくような特化した施設を作りたいとのことで、上和田に作られることになった。実際、施設に入る方については、ケースワーカーが支給決定をするところから関わるわけだが、基本的には、現在県央福祉会に通っている方の中でも、より専門的な施設に通うことで本人が安定するだろうと考えられる方や、これから養護学校を卒業する方、ま

た、養護学校の先生と調整していきたいと聞いている。

委員：ここで示す重度というのは、自閉症かつ知的に重度ということなのか、自閉症であっても知的にはあまり問題なく行動障害等がある方を示すのか、教えてほしい。

事務局：行動障害がかなりきつく、他の施設では対応が厳しいという方に、率先して対応したいという話が1つ。併せて、現在、発達障害者がとても増えているなか、発達障害者へのアプローチをより専門的にして、就労などにも結びつけていきたいとのことで、この2つへのアプローチから、建物の造り方等も配慮すると聞いている。

委員：自閉症というが、あまり知的な問題ではないということか。

事務局：知的というより行動的な部分で、実際の生活面での適応の難しさに着目していくと聞いている。

委員：行動障害はあまり多くないと聞いているが、多いのか。

事務局：強いこだわりや環境の中で小さな物音にも敏感に反応するなど、行動障害といっても幅が広く、行動障害の支給決定をする場合は、もっと厳しい状態にある方に限定される。

委員：昨年、県央福祉会の障害者施設、菜の花に補助金があったが、また今回も障害者施設への補助金とのことで、あまり出さなくなると聞いているが、どのくらい助成するのか。

事務局：基本的に法人が、土地を借りて、上物は建てることとなっていて、まずは神奈川県制度を利用してもらう。正式名称ではないが、全国社会福祉協議会などの団体（正しい名称は福祉医療機構など）から、法人が借り入れた金額の返済額4分の3を県が助成することになっている。市では、残りの4分の1の元金部分だけを補助する規定となっている。利息分は負担せず、神奈川県が助成する場合のみ、市も一緒になって4分の1の元金部分を補助するとなっていて、土地分は関係なく上物だけといった形である。

会長：この施設は、障害者総合支援法上で何のサービスを展開することとなっているのか教えてほしい。

事務局：行動障害がかなりきつい方は生活介護のほうで、これから就労をめざす発達障害者に対しては、就労移行支援といった形で両極ではあるが、実施していきたいと聞いている。

委員：重度自閉障害者、児とあるが、子供の相談も対応してくれるということか。

事務局：法人の意向で、自閉症児については、ちょうど養護学校を卒業する年齢からの受け入れに関わっていくようで、未就学の子供は含まないようである。サービスの内容が生活介護と就労移行支援とのことから、前段階の18歳くらいからというイメージで良いと思う。

委員：そういう意味では、発達障害支援センターとは違うという認識で良いか。

事務局：県央福祉会としては、発達障害支援センターに限りなく近いイメージを持っていて、今までにない専門的な施設を作りたいという考えを今まで聞いてきた経緯がある。

会長：全体の中から、何か意見等あるか。

委員：(方針3) 3-2のエコチル相談とのことで、子供がお腹にいる時から13歳まで追跡調査をする話があったが、これは例えば障がいの有無を含むのか、またどのくらいの件数を実施するのか等、どう具体的に考えているのか教えてほしい。すでに、平成24年度から実施しているようだが、その時点でお腹にいた子を含むのかなど、具体的に説明願いたい。

事務局：こども部のこども総務課の母子保健担当が所管していて、あまり細かいところまで説明できないが、市としては、障がいに特化しているわけではなく、子供の食生活や健康についての環境要因等の関係を見ていくのが狙いであると聞いている。そして13年間追跡していくようである。

横浜市大病院と提携しながら行っているようであるが、最終的に会議録にて開示したいと思う。→本会議録、最終部分に記載。

会長：他に何かあるか。

委員：(方針3) 3-3の地域生活支援サービスの充実の中に「医療ケアが必要な障がい者の短期入所の対応として圏域での地域拠点配置事業を平成23年4月か

ら事業開始」とあるが、具体的にどこを指しているのか教えてほしい。

事務局：座間市にあるアガペセンターである。座間市といっても、南林間のすぐ先にある大和市に近いところで、県央の複数の市の委託と県の補助において実施しているところである。

委員：（方針3）3-9でこころサポーターの養成とある。「こころサポーター」という言葉についてだが、現在全国的にゲートキーパーという言葉が通っていて、名称を変える予定はないのか。この先も「こころサポーター」で通すのか教えてほしい。

事務局：平成19年から、自殺対策のモデル都市として、神奈川県と共に三年間つとめた。当初、神奈川県からゲートキーパーという言葉をもっていたが、ゲートキーパーは、日本語訳で門番の意味があり、またサッカーがさかんな時期とも重なり、生きづらさを感じている方、死に向って傾いている方を支えるという意味でサポーターという言葉を使いたいという思いがあり、心をサポートする「こころサポーター」という言葉を使うこととなった経緯がある。

分かりづらさや誤解に対する危惧もあるかと思うが、今しばらくは「こころサポーター」で通すことを考えている。

会長：今日の資料を見ると、たくさんの方が更に付け加えられていると思う。進捗状況としては、計画が策定された段階よりも更に充実した内容になっていると思う。他に何かあるか。

委員：（方針3）3-7の中に、重症心身障害者など医療ケアの必要な利用者など日中活動の場の拡充とある。自閉症者のための施設設立は素晴らしいことであるが、重症心身障害者の日中活動の場については、どう考えているか教えてほしい。

事務局：同じ県央福祉会にワークステーション菜の花という施設がある。障害者総合支援法のメニューでいう生活介護を実施しているが、実際には重症心身障害者の通所の場として長い間受け入れてくれている。法人の努力などもあり、横浜市の朋は別として、他市にさきがけ大和市がすすめてきた。

養護学校を卒業してくる重症心身障害者を、1人も在宅者を出さずに通所できているとのことで、他市からも評価をもらっている。

会長：予定されている議題はこれで最後であるが、意見はないか。なければ、終了とする。事務局から今後の予定等を説明願いたい。



事務局：次回開催の日程については、資料２で説明のあった通り 1 1 月頃を予定としている。

以上

○エコチル調査について

エコチル調査とは：妊婦健診時に神奈川ユニットセンター（横浜市立大学病院）スタッフがご夫婦からエコチル調査についての同意を得て、妊娠時から子どもが13歳になるまで、定期的に健康状態を確認します。

エコチル調査の結果から、子どもの健康や成長に影響を与える環境要因を明らかにし、子どもたちが健やかに成長できる環境、安心して子育てができる環境の実現を目指すものです。

協力医療機関：5 医療機関（大和市立病院、大和徳州会病院、会沢産婦人科、愛育病院等）

登録者数：1, 445人（大和市 平成25年2月末現在）

※県内 大和市、小田原市、横浜市金沢区で計6, 000名の登録を目標  
（平成23年1月から平成26年3月まで）